

第1068号（平成30年9月5日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町1丁目1番地

目 次

頁

【告示】

△	横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更【財政局税制課】	3
△	一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手續（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）【財政局契約第一課】	5
△	磯子区杉田三丁目における街区の変更【市民局窓口サービス課】	14
△	児童福祉施設の設置認可【こども青少年局こども家庭課】	16
△	児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定【健康福祉局医療援助課】	17
△	児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の廃止【健康福祉局医療援助課】	18
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定【健康福祉局障害企画課】	19
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定【健康福祉局障害企画課】	20
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止【健康福祉局障害企画課】	21
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止【健康福祉局障害企画課】	22
△	結核健康診断実施義務者に対する補助金交付基準【健康福祉局健康安全課】	23
△	道路協力団体の指定【道路局管理課】	24
△	電線共同溝を整備すべき道路の指定【道路局管理課】	25

【公告】

△	公園の区域の変更【環境創造局公園緑地管理課】	26
△	特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民活動支援課】	27
△	特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民活動支援課】	28
△	大規模小売店舗の新設の届出【経済局商業振興課】	32
△	大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	34
△	同 【経済局商業振興課】	35
△	同 【経済局商業振興課】	36
△	大規模小売店舗の廃止の届出【経済局商業振興課】	37
△	計画段階配慮書の縦覧【環境創造局環境影響評価課】	38
△	土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壌環境課】	39
△	横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壌環境課】	40
△	横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定の解除【環境創造局水・土壌環境課】	41
△	緑地協定の認可【環境創造局みどりアップ推進課】	42

△	横浜農業振興地域整備計画の変更及び農用地利用計画変更案の縦覧【環境創造局農政推進課】	43
△	排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】	44
△	建築協定に加わる意思の表示【建築局建築企画課】	45
△	特定空家等の除却【建築局建築指導課】	46
△	総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定【建築局市街地建築課】	47
△	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	48
△	同【建築局調整区域課】	49
△	同【建築局調整区域課】	50
△	同【建築局調整区域課】	51
△	同【建築局調整区域課】	52
△	同【建築局調整区域課】	53
△	同【建築局調整区域課】	54
△	同【建築局調整区域課】	55
△	同【建築局調整区域課】	56
△	同【建築局調整区域課】	57
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	58
△	同【建築局調整区域課】	59
△	同【建築局調整区域課】	60
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	61
△	同【建築局建築指導課】	62
△	土地区画整理組合の設立の認可【都市整備局市街地整備調整課】	63
△	土地区画整理組合の事業計画変更の認可【都市整備局市街地整備調整課】	64
△	川向町南耕地地区土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る関係図書の縦覧【都市整備局市街地整備調整課】	65
	[区告示]	
△	認可地縁団体の告示事項の変更【神奈川区地域振興課】	66
△	同【都筑区地域振興課】	67
	[水道局]	
△	一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）【経理課】	68
	[交通局]	
△	一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）【経営企画課】	69
△	職員の懲戒処分【人事課】	70
	[医療局病院経営本部]	
△	一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）【病院経営課】	71

告示

横浜市告示第 495 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）第29条の4の3の規定による控除対象寄附金について、その告示した内容に次のとおり変更があった。

平成30年9月5日

横浜市長 林 文子

1 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成21年2月横浜市告示第43号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
平成30年5月1日	学校法人関東学院	金沢区六浦東一丁目50番1号	(新)平成20年1月1日から平成35年4月30日まで
			(旧)平成20年1月1日から平成30年4月30日まで

2 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成25年4月横浜市告示第326号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
平成30年4月9日	特定非営利活動法人ホテルのふるさと瀬上沢基金	港南区港南台九丁目30番31号	(新)平成25年3月1日から平成35年2月28日まで
			(旧)平成25年3月1日から平成30年2月28日まで

3 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成25年7月横浜市告示第463号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
平成30年3月30日	特定非営利活動法人AIDSネ	中区尾上町3丁目39番地	(新)平成25年4月1日から平成35年3

	ットワーク横浜	月 31 日 まで (旧) 平成 25 年 4 月 1 日 から 平成 30 年 3 月 31 日 まで
--	---------	---

4 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成26年8月横浜市告示第507号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
平成30年5月2日	特定非営利活動法人あっとほーむ	都筑区牛久保西三丁目2番7号	(新) 平成26年1月1日から平成35年3月31日まで (旧) 平成26年1月1日から平成30年3月31日まで

5 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成27年6月横浜市告示第465号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
平成30年5月19日	公益財団法人世界自然保護基金ジャパン	(新) 東京都港区三田1丁目4番28号 (旧) 東京都港区芝3丁目1番14号	平成27年1月1日

横浜市告示第496号

一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）

横浜市（水道局、交通局及び医療局病院経営本部を除く。）が発注する平成31年度及び平成32年度の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続を次のとおり定めた。

平成30年9月5日

横浜市長 林 文子

1 申請できる資格の区分

- (1) 工事（製造及び修繕（物品の製造及び修繕を除く。）を含む。以下同じ。）
- (2) 物品の購入、修繕、製造及び借入れ、印刷物の製作、委託、不用品の売払い並びに電力供給等（以下「物品・委託等」という。）
- (3) 設計、測量、地質調査及び不動産鑑定等（以下「設計・測量等」という。）

2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) 横浜市税（市民税（特別徴収分・普通徴収分）、法人市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）及び事業所税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと又は未申告でないこと（ただし、申告義務がないものを除く。）。
- (3) 横浜市指名停止等措置要綱に基づく24か月以上を期間とする指名停止の措置期間中の者でないこと。
- (4) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による被保険者となったことの届出、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者であること（いずれの届出についても、届出義務がない場合を除く。）。
- (5) 本告示に基づく申請（変更に関する届出を含む。）に虚偽の入力又は提出書類に虚偽の記載をした者でないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「組合」という。）にあっては、次に掲げる項目について、組合の定款に共同受注の定めがあること。

ア 工事の入札に参加する者は、別表1に掲げる工種のうち、登録を希望する工種（以下、「希望する工種」という）に対応する建設工事の種類

イ 物品・委託等及び設計・測量等の入札に参加する者は、登録を希望する種目に対応する業種

(7) 工事の入札に参加する者は、前6号のほか、希望する工種の細目に対応する建設工事の種類について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けており、かつ、同法第27条の23第1項に定める経営事項審査（入札参加資格審査の申請日で有効かつ最新のものに限る。以下「経審」という。）を受けており、経営規模等評価及び総合評定値を通知されていること（ただし、「船舶」においては、建設業法第3条第1項の許可に代わり、造船法（昭和25年法律第129号）第2条の許可又は小型船造船業法（昭和41年法律第119号）第4条の登録を受けていること。）。また、希望する工種の細目に対応する工事（入札参加資格の有効期間の始期の前月末から過去5年間に完成した工事に限る。）の施工実績を有すること。加えて、希望する工種（「上水道」及び「船舶」を除く。）の細目に対応する建設工事の種類について、経審の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の完成工事高の欄に完成工事高が計上されていること。

(8) 物品・委託等及び設計・測量等の入札に参加する者は、第1号から第6号までのほか、別表2及び別表3に掲げる種目のうち、登録を希望する種目に係る営業を行うにつき、法令の規定により官公署等の許可、認可等を必要とする場合においては、当該許可、認可等を受けていること。また、別表2及び別表3に掲げる種目のうち、登録を希望する種目に対応する契約（入札参加資格の申請日の属する月の前月から過去5年間に完了した契約に限る。）の履行実績を有すること。

(9) 前号の規定にかかわらず、別表2及び別表3に掲げる種目の履行実績について、平成30年3月31日以前に締結した複数年度にわたる契約で履行期限到来前の契約又は平成30年4月1日以降に締結した履行期限到来前の物品・委託等に係る契約で、横浜市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成19年12月横浜市条例第59号）第2条に定める契約については、入札参加資格の申請日の属する月の前月末までの契約期間が6か月以上となる場合に限り、履行実績として認めるものとする。

(10) 物品・委託等の入札に参加する者のうち、別表2に掲げる「一般印刷」、「フォーム印刷」、「地図作成」、「製本」、「

青焼・複写」又は「特殊印刷」に登録を希望する場合は、必要な機材を保有していること。

3 入札参加資格審査申請の手続

(1) 申請期間

平成30年10月1日(月)から平成30年10月19日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 申請時間

午前9時から午後8時まで

(3) 申請方法

インターネットを利用して次のアドレスから横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」にアクセスし、申請入力画面上の申請フォームに必要事項を入力及び送信した後、直ちに次号に定める提出書類を第5号に定める提出先に提出しなければならない。

横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」アドレス(<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/>)

(4) 提出書類

ア 入札参加資格審査申請書

イ 商業登記規則(昭和39年法務省令第23号)第30条に定める現在事項証明書又は履歴事項証明書(個人営業の場合は、身分証明書及び登記されていないことの証明書又は登記事項証明書)

ウ 「消費税及び地方消費税」について未納税額がないことを確認できる納税証明書

エ 雇用保険、健康保険(適用除外の承認を受け国民健康保険組合に加入している場合を含む。)及び厚生年金保険の加入を確認できる書類又は加入義務のないことの誓約書

オ 委任状(委任する場合のみ。)

カ 工事の入札に参加する者は、アからオまでに定める書類のほか、次の書類を提出すること。

(ア) 経営規模等評価通知書及び総合評定値通知書の写し

ただし、希望する工種が「船舶」の場合は、経営規模等評価通知書及び総合評定値通知書の写しに代わり、造船法に基づく許可書又は小型船造船業法に基づく小型船造船業登録済証及び財務諸表(申請日の属する月の4か月前の月の末日までに事業年度の末日が到来したものの直前2年間分。個人営業の場合は、年間売上高の分かる確定申告書等)

(イ) 工事の施工実績を証明する書類(契約書等の写し)

キ 物品・委託等及び設計・測量等の入札に参加する者は、ア

からオまでに定める書類のほか、次の書類を提出すること。
ただし、日本国内に営業所を有しない者は、イ、ウ及びエに定める書類の提出を省略することができる。

(ア) 財務諸表（申請日の属する月の4か月前の月の末日までに事業年度の末日が到来したものの直前2年間分。個人営業の場合は、年間売上高の分かる確定申告書等）

(イ) 営業許可・認可証の写し

(ウ) 物品・委託等及び設計・測量等の履行実績を証明する書類（契約書等の写し）

ク 物品・委託等の入札に参加する者で、別表2に掲げる種目のうち、「一般印刷」、「フォーム印刷」、「地図作成」、「製本」、「青焼・複写」又は「特殊印刷」に登録を希望する場合は、必要な機材の保有が確認できる書類（設備等一覧表並びに償却資産申告書及び種類別明細書の写し等）

ケ 組合の提出書類

(ア) アからクまでに定める書類

(イ) 組合の定款

(ウ) 組合役員名簿

(エ) 組合員名簿

(オ) 中小企業庁により証明された官公需適格組合においては
(ア)から(エ)に定める書類のほか、次のa及びbの書類

a 官公需適格組合証明書の写し

b 官公需共同受注規約

(5) 書類提出先

〒231-0017

中区港町1丁目1番地（関内中央ビル2階）

横浜市財政局契約部契約第一課

(6) 申請において使用する言語等

ア 申請及び提出書類の記載は、日本語で行うこと。

なお、提出書類のうち外国語で記載された事項については、日本語の訳文を付記又は添付すること。

イ 申請及び提出書類に用いる金額は、日本国通貨によることとし、外国通貨を換算するときは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する申請日現在有効の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算した額とすること。

(7) 申請できる工種数及び種目数

ア 工事

別表1に掲げる工種のうち、4工種まで申請できる。

イ 物品・委託等

別表2に掲げる種目のうち、10種目まで申請できる。

ウ 設計・測量等

別表3に掲げる種目のうち、8種目まで申請できる。

4 随時申請

次の者を対象とし、平成31年4月1日(月)から随時に申請を受け付ける(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。)

- (1) 前項の申請による入札参加資格を有しない者
- (2) 前項の申請により入札参加資格を得た者のうち、第9項により通知された登録工種数又は種目数を含め、前項第7号の工種数又は種目数の範囲内で、工種又は種目の追加を希望する者

5 入札参加資格の特定調達契約に関する取扱い

前2項の申請により入札参加資格を得た者は、第9項の通知に定める工種及び種目について、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)の適用のある調達契約に係る入札の参加資格を有する。

ただし、別表1、別表2及び別表3において特例政令の欄に適用と記載のある工種及び種目に限る。

6 変更に関する届出

第3項及び第4項の申請により入札参加資格を得た後、申請内容に変更が生じたときは、直ちに入札参加資格審査申請書変更届出を行い、その事実を証明する書類を第3項第5号に定める提出先に提出しなければならない。

7 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格又は入札参加資格の一部を喪失するものとする。

- (1) 第2項に定める入札参加者の資格要件のいずれかを欠いたとき。
- (2) 入札参加資格に係る営業を廃止したとき。

8 入札参加資格の承継

入札に参加しようとする者が、営業を承継した場合において、次の各号のいずれかに該当し、別途市長が定める書類を提出するときは、前営業者の当該営業に従事した期間及び納付した税額は、承継人において従事し、又は納付したものとみなす。

- (1) 相続したとき。
- (2) 個人営業者が会社を設立し、これにその営業を譲渡し、その会社の取締役又は社員に就任し、現にその任にあるとき。
- (3) 会社が解散し、会社の取締役又は社員がその営業を譲り受け、個人営業者となったとき。

- (4) 合併により解散した会社の社員が、合併により新設された会社又は合併後存続する会社の取締役又は社員に就任し、現にその任にあるとき。
 - (5) 会社が組織を変更して、他の種類の会社となったとき。
 - (6) 会社が営業の一部を分離して新たに会社を設立させ、その営業を譲渡したとき。
 - (7) その他市長が必要と認めたとき。
- 9 入札参加資格審査結果の通知
入札参加資格審査結果については、審査終了後、通知する。
- 10 格付について
次の区分について、格付を採用する。
なお、格付方法及び提出書類等については、別途横浜市報調達公告版において公告を行う。
- (1) 工事
別表1に掲げる工種のうち、「土木」、「舗装」、「造園」、「建築」、「電気」、「管」又は「上水道」の入札参加資格を得た者を対象とする。
なお、この格付は、入札を行う際に定める入札参加資格及び指名基準として用いる。
 - (2) 物品・委託等
別表2に掲げる種目のうち、「建物管理」又は「公園緑地等管理」の入札参加資格を得た者を対象とする。
なお、この格付は、入札を行う際に定める入札参加資格及び指名基準として用いる。
- 11 入札参加資格の有効期間
- (1) 第3項に定める申請を行ったもの
平成31年4月1日から平成33年3月31日まで
 - (2) 第4項に定める申請を行ったもの
第9項の通知で定める有効期間の始期から平成33年3月31日まで
- 12 入札参加資格の有効期間の更新手続
入札参加資格の更新を希望する者は、平成32年度の有効期間中に必要な資格及びその審査申請の方法について告示を行う予定があるので、その告示に基づき申請すること。
- 13 その他
詳細は、横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」の「資格審査申請」による。
- 14 この告示に関する問合せ先
横浜市財政局契約部契約第一課管理係
電話 045(671)3805

別表1
工事

工種コード	工種	細目コード	細目	特例政令
01	土木	a	一般土木工事	適用
		b	軌道工事	適用
		c	橋梁上部工事	適用
		d	水道施設工事	適用
02	舗装	a	一般舗装工事	適用
		c	滑り止め舗装工事	適用
		d	運動施設工事	適用
03	とび・土工	a	とび・土工工事	適用
		b	法面工事	適用
		c	ひき屋工事	適用
04	港湾	a	しゅんせつ工事	適用
		b	港湾構造物工事	適用
05	造園	a	造園工事	適用
		b	植栽工事	適用
06	石	a	石工事	適用
07	建築	a	建築工事	適用
		b	鉄骨プレハブ工事	適用
09	内装	a	内装仕上工事	適用
		b	たたみ工事	適用
10	建具	a	建具工事	適用
11	塗装	a	塗装工事	適用
		b	橋梁塗装工事	適用
12	区画線・標識	a	区画線設置工事	適用
		b	道路標識設置工事	適用
13	防水	a	防水工事	適用
14	鋼構造	a	鋼製橋梁工事	適用
		b	その他の鋼構造物工事	適用
15	解体	a	解体工事	適用
16	フェンス	b	フェンス工事	適用
17	電気	a	電気設備工事	適用
		b	屋外電気設備工事	適用
		c	信号設備工事	適用
18	電気通信	a	通信設備工事	適用
		b	電話工事	適用
		c	放送設備工事	適用

19	管	a	給排水衛生設備工事	適用
		b	冷暖房設備工事	適用
20	管更正	a	配水管更生工事	適用
		b	下水管漏水防止工事	適用
21	機械器具設置	a	クレーン工事	適用
		b	エレベーター工事	適用
		c	ボイラー工事	適用
		d	ポンプ工事	適用
		e	水処理設備工事	適用
		f	焼却設備工事	適用
		g	プラント配管工事	適用
		z	その他の機械器具工事	適用
22	消防施設	a	火災報知器設備工事	適用
		b	消火設備工事	適用
23	さく井	a	さく井工事	適用
24	上水道	a	上水道工事	適用
25	船舶	a	船舶	適用
26	その他	z	上記以外のもの	適用

別表2
物品・委託等

コード	種目	特例政令	コード	種目	特例政令
001	文具・事務機械	適用	301	建物管理	適用
004	教育用品	適用	302	警備	
011	雑貨	適用	303	浄化槽・貯水槽等 清掃	適用
013	機械器具・工具類	適用	304	通信設備保守	
015	コンピュータ類	適用	306	消防設備保守	
016	電気機械類	適用	309	資源化委託	適用
019	医療機械器具	適用	310	貨物運送	適用
020	理化学機械器具	適用	311	下水道管等保守	
021	医薬	適用	312	道路・公園清掃	
022	工化学薬品	適用	313	公園緑地等管理	
024	被服	適用	314	クリーニング	
029	看板等表示器具	適用	315	害虫等駆除	適用
033	什器・家具	適用	316	コンピュータ業務	適用
034	厨房・浴槽機器類	適用	317	マイクロ写真・航 空写真	
036	食料品・記念品	適用	319	イベント企画運営	

				等	
037	動物・飼料	適用	320	各種調査企画	適用
038	自動車	適用	321	検査・測定	適用
039	自動車部品	適用	322	映画・ビデオ制作	適用
041	電車用品	適用	323	広告	適用
042	水道用品	適用	325	給食	
043	消防用品	適用	327	電気設備保守	適用
044	燃料	適用	328	機械設備保守	適用
047	原材料	適用	329	施設運転管理・保守	適用
054	不用品買受		330	廃棄物処理	適用
056	船舶・航空機	適用	333	福祉サービス	
060	その他の物品	適用	334	活性炭・作動油等再生	
101	一般印刷	適用	335	水道関連委託	
104	フォーム印刷	適用	345	事務・業務の委託	
105	地図作成	適用	350	その他の委託等	適用
106	製本	適用	401	仮設建物賃貸	
107	青焼・複写		402	一般賃貸	適用
108	特殊印刷	適用	410	複写サービス	
109	印刷物企画デザイン	適用	501	電力・都市ガス	適用
110	光ディスク製作（CD、DVD等）	適用	601	労働者派遣	
201	自動車修理・点検	適用	602	保険	
202	その他の修理	適用	603	その他の業務	適用

別表3

設計・測量等

コード	種 目	特例政令	コード	種 目	特例政令
901	建築設計（監理を含む。）	適用	905	建設コンサルタント等の業務	適用
902	設備設計	適用	906	測量	適用
903	土木設計	適用	907	地質調査	適用
904	造園設計	適用	908	不動産鑑定	

横 浜 市 告 示 第 497 号

磯子区杉田三丁目における街区の変更

横浜市住居表示に関する条例（昭和39年9月横浜市条例第95号）
第2条の規定に基づき、磯子区杉田三丁目の街区を次のとおり変更
する。

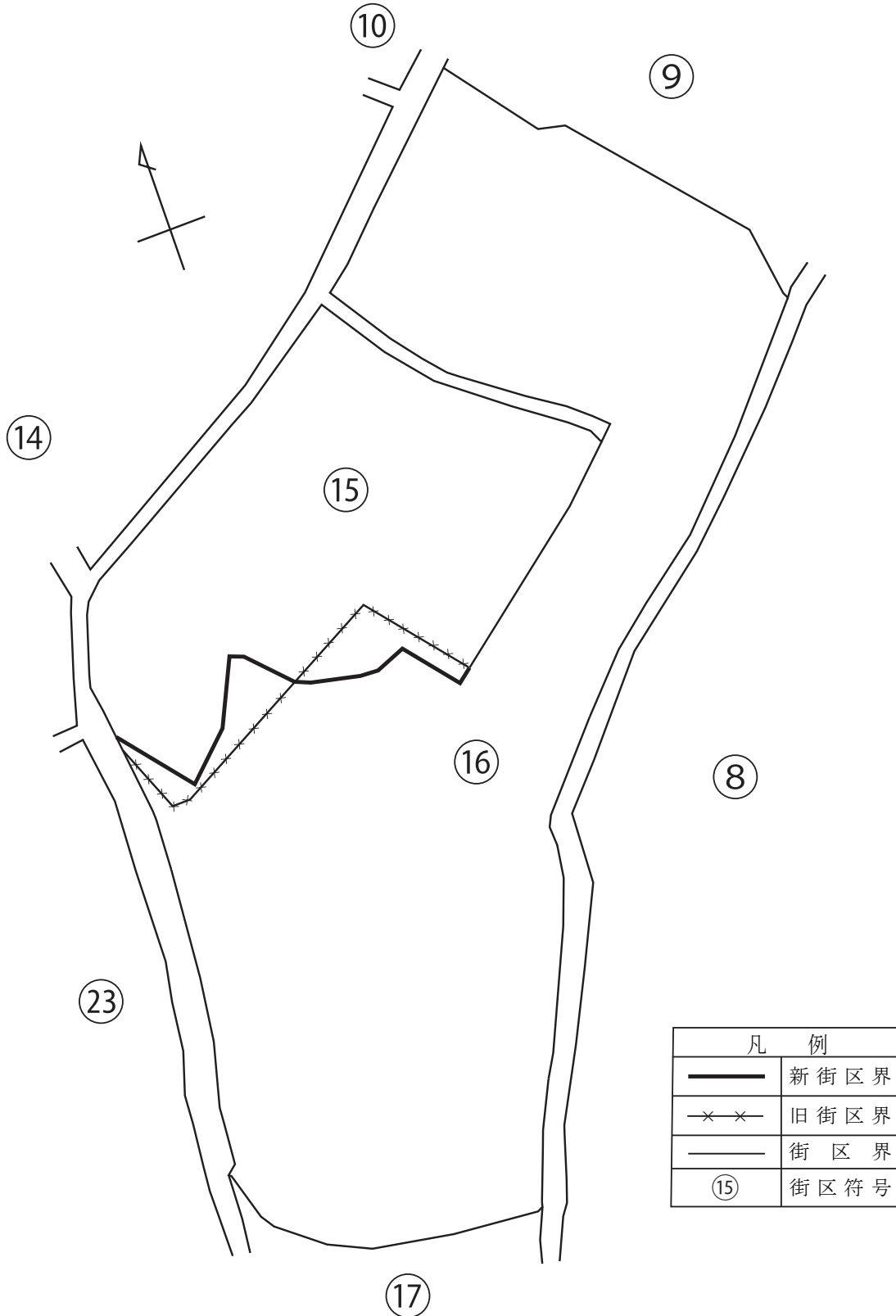
平成30年9月5日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 変更する街区
磯子区杉田三丁目15番街区及び16番街区（別図のとおり）
- 2 実施期日
平成30年9月5日

別図

磯子区杉田三丁目における街区の変更図



横浜市告示第 498 号

児童福祉施設の設置認可

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に規定する児童福祉施設として、次のとおり設置を認可した。

平成30年9月5日

横浜市長 林 文 子

認可年月日	平成30年8月1日
設置年月日	平成30年8月1日
事業種別	児童家庭支援センター
施設名称	こども家庭支援センター さくらの木
設置者	社会福祉法人たすけあい ゆい
代表者	理事長 濱 田 静 江
経営責任者	濱 田 静 江
規模（延床面積）	128.34 m ²
所在地	金沢区能見台通16番25号

横浜市告示第 499 号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関として、次のとおり指定した。

平成30年9月5日

横浜市長 林 文子

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
平成30年7月1日	薬や調剤薬局菊名店	港北区大豆戸町 210番地の3	薬局
同	サンドラッグ荏子田薬局	青葉区荏子田三丁目24番地	同
同	ハックドラッグ日吉中央通り薬局	港北区日吉本町一丁目19番14号	同
同	ハックドラッグ長津田駅北口薬局	緑区長津田二丁目1番2号	同
同	ハックドラッグ横浜元石川薬局	青葉区元石川町 3,717番地の7	同
同	ハックドラッグ杉田商店街薬局	磯子区杉田一丁目12番23号	同
同	クリエイト薬局金沢西釜利谷店	金沢区釜利谷西六丁目1番5号	同
同	のむら薬局	神奈川区片倉一丁目9番3号	同
同	鶴ヶ峰スマイル薬局	旭区鶴ヶ峰二丁目1番地の3	同
同	東山耳鼻咽喉科医院	磯子区森三丁目19番27号	病院又は診療所
同	医療法人社団すみれ会小林クリニック	都筑区すみれが丘38番地の31	同
同	株式会社メディスペラ	金沢区富岡東五丁目18番1号	訪問看護

横浜市告示第500号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の廃止

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関から、次のとおり業務を廃止した旨の届出があった。

平成30年9月5日

横浜市長 林 文子

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
平成30年6月30日	サンドラッグ 荏子田薬局	青葉区荏子田三丁目24番地	薬局
平成30年7月31日	鶴ヶ峰スマイル薬局	旭区鶴ヶ峰二丁目1番地の3	同
平成30年8月1日	横浜市救急医療センター	中区桜木町1丁目1番地	病院又は診療所

横浜市告示第 501 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項に規定する障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成30年9月5日

横浜市長 林 文子

指定年月日	事業者の名称	事業者の所在地	事業の内容
平成30年8月1日	ほっとすまいる	鶴見区仲通1丁目57番地の1	居宅介護、重度訪問介護
同	アシスト・アン	神奈川区片倉五丁目39番17-106号	居宅介護、同行援護
同	ドリーム弘明寺	南区六ツ川一丁目146番地の1	就労継続支援B型
同	福祉施設ジョイフレンズ	磯子区森二丁目9番13-101号	生活介護
同	E-ステップ	金沢区並木三丁目6番2-202号	生活介護
同	ペパーランド・コミュニティかれん	港北区大豆戸町914番地の6	生活介護
同	ちいさな種	港北区北新横浜一丁目3番地の10	就労定着支援
同	訪問ヘルパーアイーン	港南区日野九丁目43番3号	居宅介護
同	リカバリー支援施設ふれんず	栄区笠間三丁目1番6号	自立訓練（生活訓練通所型）
同	古都かまくら	栄区野七里一丁目23番11号	行動援護
同	うえるぷらんと	都筑区南山田町4,021番地の1	生活介護
同	ウェルウェルキッチン	都筑区南山田町3,970番地の2	就労継続支援B型
同	グループホームはまなす	戸塚区名瀬町17番地の3	共同生活援助
同	グループホームマッスル	都筑区仲町台四丁目8番36号	共同生活援助

横 浜 市 告 示 第 502 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 特 定 相 談 支 援 事 業 者 の 指 定

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 (平 成 17 年 法 律 第 123 号) 第 51 条 の 20 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 特 定 相 談 支 援 事 業 者 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

平 成 30 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

指 定 年 月 日	事 業 者 の 名 称	事 業 者 の 所 在 地
平 成 30 年 8 月 1 日	チ ャ ン ス 介 護 サ ー ビ ス セ ン タ ー	中 区 松 影 町 2 丁 目 5 番 地 の 11
同	あ っ た 介 護	金 沢 区 六 浦 南 二 丁 目 7 番 39 - 101 号

横浜市告示第 503 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業を次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成30年9月5日

横浜市長 林 文子

廃止年月日	事業者の名称	事業者の所在地	事業の内容
平成30年4月30日	ファールニエンテ	泉区和泉町 1,011番地の1	就労移行支援
平成30年5月15日	コミュニティー・サービス	保土ヶ谷区藤塚町7番25号	居宅介護、重度訪問介護、同行援護
平成30年5月31日	株式会社中央防災技研 磯子事業所	磯子区中原二丁目1番20-101号	居宅介護、重度訪問介護、同行援護
平成30年6月15日	コン・ティキ	青葉区元石川町7,334番地の1	生活介護
平成30年7月2日	介護ステーション ハートフルケア	都筑区茅ヶ崎中央18番2号	重度訪問介護
平成30年7月31日	有限会社パピリオライフケア	神奈川区富家町1番地の13	居宅介護、重度訪問介護
平成30年8月31日	テルウェル東日本二俣川介護センター	旭区二俣川1丁目46番地の11	居宅介護、重度訪問介護
平成30年9月1日	港南たすけあい心	港南区野庭町 610番地の2	同行援護

横 浜 市 告 示 第 504 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 特 定 相 談 支 援 事 業 の 廃 止

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 (平 成 17 年 法 律 第 123 号) 第 51 条 の 25 第 4 項 の 規 定 に 基 づ き 、 指 定 特 定 相 談 支 援 事 業 を 次 の と お り 廃 止 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

平 成 30 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

廃止年月 日	事業者の名称	事業者の所在地
平成30年 5月31日	株式会社中央防災技研 磯子事業所	磯子区中原二丁目1番20 - 101号

横 浜 市 告 示 第 505 号

結核健康診断実施義務者に対する補助金交付基準

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第60条の規定による平成30年度の補助額は、次の表の左欄に掲げる種目の経費につき、同表の右欄に掲げる算定基準により算定した額と当該事業の実施に要した総事業費から寄附金その他の収入を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額の3分の2に相当する額とする。

平成30年9月5日

横 浜 市 長 林 文 子

健康診断算定基準表

種 目	算 定 基 準
胸部エックス線撮影	452 円に胸部エックス線撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額

横浜市告示第 506 号

道路協力団体の指定

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 48 条の 20 第 1 項の規定に基づき、道路協力団体として、次の団体を指定した。

平成 30 年 9 月 5 日

横浜市長 林 文子

団体名称	指定区域	指定期間
一般社団法人 横浜西口エリ アマネジメン ト	市道高島台第 165 号線 横浜市西区南幸一丁目 1 番の 14 地先から 1 番 の 25 地先まで	平成 30 年 8 月 10 日から 平成 33 年 8 月 9 日まで

横浜市告示第 507 号

電線共同溝を整備すべき道路の指定

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成30年9月5日

横浜市長 林 文 子

道路の種類	路線名	区 間
主要地方道	横浜伊勢原線	泉区和泉中央南四丁目 3,737 番の16地先から 同区中田北一丁目 2,504 番の1地先まで
主要地方道	横浜上麻生線	青葉区市ケ尾町27番の12地先から 同 区同 町 1,052 番の4地先まで
市道	大場町第456号線	青葉区市ケ尾町33番の12地先から 同 区同 町28番の21地先まで
市道	市ケ尾第33号線	青葉区市ケ尾町29番の10地先
市道	笹下第91号線	港南区港南中央通 974 番の1地先から 同 区港南四丁目 347 番の6地先まで
市道	笹下第94号線	港南区港南四丁目 347 番の6地先から 同 区同 同 番の21地先まで

公 告

横浜市公告第 586 号（平成 30 年 8 月 27 日 掲 示 済）

公園の区域の変更

横浜市公園条例（昭和 33 年 3 月横浜市条例第 11 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公園の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

平成 30 年 8 月 27 日

横浜市 長 林 文 子

公園の名称	位 置	変更に係 る区域	面 積		変 更 年 月 日
			新	旧	
羽 沢 長 谷 公 園	神 奈 川 区 羽 沢 南 二 丁 目 44 番	別 図 の と お り	503 m ²	428 m ²	平 成 30 年 8 月 31 日

別 図 （ 省 略 ）

横浜市公告第 587 号

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成30年9月5日

横浜市長 林 文子

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成30年8月16日	特定非営利活動法人愛さえ	相澤利彦	瀬谷区三ツ境73番地の7	この法人は、外国に對し、日本福祉等・医療・人事業・福祉・児童の保育・高齢者のお護の地全進目的

横浜市公告第 588 号

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定
款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次の特定非営利活動法人から定款の変更の認証の申請があった。

平成30年9月5日

横浜市長 林 文子

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成30年8月14日	特定非営利活動法人並木	福島富士子	金沢区長浜106番地の8	この法人は、主として横浜一丁目を中心とした地域に、高齢者・障害者・子育て世代の生活の質の向上を図ることを目的とする。この法人は、主として横浜一丁目を中心とした地域に、高齢者・障害者・子育て世代の生活の質の向上を図ることを目的とする。
平成30年8月14日	特定非営利活動法人横浜イナモト	五十嵐一晴	神奈川区ケ丘3番地の14	この法人は、国際的な連携・交流の促進を図ることを目的とする。この法人は、国際的な連携・交流の促進を図ることを目的とする。

					実践及び推進と 及通の社にを 及び健全寄目 普及全教的 活こ成のるす
平成30年 8月15日	特定非営 利活動と 人い	北村陽一	神奈川県 神奈川 大目寺 36番 1号 12	変更前	こ高齢者を必要住民交事業安にをよ祉相うなをとて慣下て暮で会与目 の齢、をる要護民交事業安にをよ祉相うなをとて慣下て暮で会与目 法者生は、と者に流業定必要すう、増にとり進に人た、分する実と 人や活じ支すと対にやのなるこそ進支人づす、が環安らこ地現こす は、害窮とを要域てす活め援業に福、合つりとべみのしくの社寄を。 は、害窮とを要域てす活め援業に福、合つりとべみのしくの社寄を。 は、害窮とを要域てす活め援業に福、合つりとべみのしくの社寄を。
				変更後	こ高齢者を必要住民交事業安にをよ祉相うなをとて慣下て暮で会与目 の齢、をる要護民交事業安にをよ祉相うなをとて慣下て暮で会与目 法者生は、と者に流業定必要すう、増にとり進に人た、分する実と 人や活じ支すと対にやのなるこそ進支人づす、が環安らこ地現こす は、害窮とを要域てす活め援業に福、合つりとべみのしくの社寄を。 は、害窮とを要域てす活め援業に福、合つりとべみのしくの社寄を。 は、害窮とを要域てす活め援業に福、合つりとべみのしくの社寄を。

					<p>に必要とする。に、必ず、要なる支、援業に福、合つりと祉す域て知祉うをで人た、分する実ると</p>
平成30年 8月15日	営法ち 非動い 定活ら 利人よ う	手 島 淳 一	青 葉 区 鴨 志 田 町 95 番 地 の 9	<p>この法、人、は、障、が い、者、及、び、そ、の、家、生、支、に、通、無、の、と、に、を、 族、に、対、援、や、そ、て、の、支、に、通、無、の、と、に、を、 活、支、援、国、際、交、流、を、の、等、こ、進、と、 関、す、る、行、が、を、祉、す、と、 じ、い、障、立、福、与、的、 い、自、立、福、与、的、 で、寄、目、</p>	
平成30年 8月16日	営法ト 非動ー 定活ア 利人プ オ	加 藤 弓 奈	西 区 老 松 町 26 番 地 の 1	<p>この法、人、は、広、 く、芸、術、人、活、動、の、み、界、 わ、ら、ず、生、き、々、々、に、の、世、て、 で、の、芸、術、及、に、対、活、関、性、 、と、</p>	

					<p>豊社術すと 、た芸与的 いしと寄目 行実出にを を充創興と 業での振こる 事か会のるす</p>
平成30年 8月20日	特定非営 利活動フ ンクバ ン	加藤安昭	神奈川県 神奈川16 栄町の番 地1	<p>市が、十格や供必福困フスる会削識。困支だかになると。 、ともは規業提、る活るシす社の意る活糧、分かけると。 はこてにな企らい生けク築、スタ図生食てを豊いるす 人すくる全をからてや届ン構に口けを、のし食心て創と 法出なす安品等もし設にバをも品向成にへ通がいしを的 この場に消費に農家てと施者ドムと食に醸のさ窮援れち暮社を こ場で消分外農し要祉窮一テとの減のさ窮援れち暮社を</p>	
平成30年 8月20日	特定非営 利活動フ ンクバ ン	稲村厚	相模原 区四丁 目10番 地1	<p>ギ題助家対をれじ対進推こる 、問援のに動そ通に増のるす はののそ者活たを会社育すと 人ル人、係発ま業社福教与的 法ブるい関啓。事業地域の会寄目 このンあ行・てうの地て社にを こヤがを族し行ら、しや進と</p>	

横浜市公告第 589 号

大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

平成30年9月5日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

届出事項	届出内容
大規模小売店舗の名称及び所在地	(仮称) 三和青葉区もえぎ野計画 青葉区もえぎ野1番の2
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社三和ホールディングス 代表取締役 小山 壮之 東京都町田市森野5丁目18番2号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社三和 代表取締役 小山 克己 東京都町田市森野5丁目18番2号 ほか
大規模小売店舗の新設をする日	平成31年4月9日
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	4,482 m ²
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 260 台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 228 台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出書の添付図面記載のとおり 面積 180.5 m ²
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出書の添付図面記載のとおり 容量 21.83 m ³
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 入口 2 か所、出口 3 か所 位置 届出書の添付図面記載のとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前 6 時から午後 10 時まで ほか

(添付図面は省略)

2 届出年月日

平成 30 年 8 月 8 日

3 縦覧場所

中区港町 1 丁目 1 番地

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

青葉区市ケ尾町 31 番地の 4

横浜市青葉区役所総務部区政推進課

横浜市公告第 590 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

平成30年9月5日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

横浜ワールドポーターズ
中区新港二丁目2番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社横浜インポートマート
代表取締役 高 梨 陽 一
中区新港二丁目2番1号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ファミリーマート 代表取締役 中山 勇 東京都豊島区東池袋 3丁目1番1号 ほか46者	株式会社ファミリーマート 代表取締役 澤田 貴司 東京都豊島区東池袋 3丁目1番1号 ほか46者

(4) 変更の年月日

平成29年6月12日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のためほか

2 届出年月日

平成30年8月8日

3 縦覧場所

中区港町1丁目1番地

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第591号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

平成30年9月5日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

キュービックプラザ新横浜
港北区新横浜二丁目100番地の45

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

新横浜ステーション開発株式会社
代表取締役 藤川 紳
港北区篠原町 2,937 番地

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	新横浜ステーション開発株式会社 代表取締役社長 菅生 邦 孝 港北区篠原町 2,937 番地	新横浜ステーション開発株式会社 代表取締役 藤川 紳 港北区篠原町 2,937 番地

(4) 変更の年月日

平成30年6月29日

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため

2 届出年月日

平成30年8月10日

3 縦覧場所

中区港町1丁目1番地

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 592 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

平成30年9月5日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

コルモピア市ヶ尾店

青葉区市ヶ尾町 491 番地の 1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社シェルガーデン

代表取締役 稲 富 仁

東京都目黒区自由が丘 2 丁目 23 番 1 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社シェルガーデン 代表取締役 木 勢 増 朗 東京都目黒区自由が丘 2 丁目 23 番 1 号	株式会社シェルガーデン 代表取締役 稲 富 仁 東京都目黒区自由が丘 2 丁目 23 番 1 号

(4) 変更の年月日

平成28年9月6日

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため

2 届出年月日

平成30年8月17日

3 縦覧場所

中区港町 1 丁目 1 番地

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 593 号

大規模小売店舗の廃止の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

平成30年9月5日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
コルモピア市ヶ尾店
青葉区市ヶ尾町491番地の1
- 2 大規模小売店舗を廃止する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社シェルガーデン
代表取締役 稲 富 仁
東京都目黒区自由が丘2丁目23番1号
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,132.23 m²
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0 m²
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成30年8月23日
- 6 変更する理由
店舗閉店のため
- 7 届出年月日
平成30年8月17日

横浜市公告第594号

計画段階配慮書の縦覧

横浜市環境影響評価条例（平成22年12月横浜市条例第46号。以下「条例」という。）第8条第2項の規定に基づき、（仮称）みなとみらい21中央地区37街区開発計画に係る計画段階配慮書（以下「配慮書」という。）の提出があったので、条例第9条の規定に基づき、当該配慮書の写しを次のとおり一般の縦覧に供する。

配慮書について環境の保全に関する情報を有する者は、条例第10条第1項の規定に基づき、縦覧期間内に、横浜市長に対し、環境情報を記載した書面を提出することができる。

平成30年9月5日

横浜市長 林 文子

1 計画段階事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

合同会社KRF48

代表社員 一般社団法人カリスト 職務執行者 石本忠次

東京都千代田区内幸町2丁目1番6号

2 事業の名称

（仮称）みなとみらい21中央地区37街区開発計画

3 事業を実施しようとする区域

西区みなとみらい三丁目3番

4 縦覧場所

中区真砂町2丁目22番地

横浜市環境創造局政策調整部環境影響評価課

西区中央一丁目5番10号

横浜市西区役所総務部区政推進課

5 縦覧期間

平成30年9月5日から平成30年9月19日まで

横浜市公告第 595 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第14条第1項の規定に基づき申請された次の土地の区域について、同法第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

平成30年9月5日

横浜市長 林 文子

- 1 形質変更時要届出区域の所在地
金沢区長浜 177 番及び 178 番の各一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ベンゼン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

横 浜 市 公 告 第 596 号

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 に 基 づ く 条 例 形 質
変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 (平 成 14 年 12 月 横 浜 市 条 例
第 58 号) 第 67 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害
物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当 該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す
る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら ない 区 域 と し て 指 定 す る 。

平 成 30 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 条 例 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
鶴 見 区 元 宮 二 丁 目 1,827 番 の 1 及 び 1,828 番 の 1 の 各 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い ない 特 定 有 害 物 質 の 種 類
砒 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壌 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い ない 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 597 号

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 に 基 づ く 条 例 形 質
変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の 解 除

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 （ 平 成 14 年 12 月 横 浜 市 条 例
第 58 号 ） 第 67 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に
関 す る 条 例 に 基 づ く 条 例 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 平 成 30 年 3
月 横 浜 市 公 告 第 175 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を 解 除 す
る 。

平 成 30 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 解 除 す る 条 例 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
港 北 区 菊 名 七 丁 目 890 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
汚 染 土 壌 の 掘 削 に よ る 除 去

横 浜 市 公 告 第 598 号

緑地協定の認可

都市緑地法（昭和48年法律第72号）第54条第2項の規定に基づき、プラウドシーズン横濱洋光台パーク街区緑地協定を認可したので、同条第3項において準用する同法第47条第2項の規定に基づき、その協定書の写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年9月5日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 緑地協定の名称
プラウドシーズン横濱洋光台パーク街区緑地協定
- 2 緑地協定区域
港南区笹下4丁目 4,738 番の17から 4,738 番の98まで
- 3 縦覧場所
中区港町1丁目1番地
横浜市環境創造局みどりアップ推進部みどりアップ推進課

横 浜 市 公 告 第 599 号

横 浜 農 業 振 興 地 域 整 備 計 画 の 変 更 及 び 農 用 地 利 用 計 画 変
更 案 の 縦 覧

農 業 振 興 地 域 の 整 備 に 関 す る 法 律 （ 昭 和 44 年 法 律 第 58 号 ） 第 13 条
第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 農 業 振 興 地 域 整 備 計 画 を 変 更 す る の で
、 変 更 後 の 当 該 農 業 振 興 地 域 整 備 計 画 の う ち 農 用 地 利 用 計 画 の 案 を
次 の と お り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

こ の 案 に つ い て 意 見 が あ る 住 民 は 、 縦 覧 期 間 満 了 の 日 ま で に 横 浜
市 長 に 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

当 該 農 用 地 利 用 計 画 に 係 る 農 用 地 区 域 内 に あ る 土 地 の 所 有 者 そ の
他 そ の 土 地 に 関 し 権 利 を 有 す る 者 は 、 当 該 農 用 地 利 用 計 画 の 案 に 対
し て 異 議 が あ る と き は 、 縦 覧 期 間 満 了 の 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 15 日
以 内 に 横 浜 市 長 に 申 し 出 る こ と が で き る 。

平 成 30 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 変 更 内 容

次 の 土 地 を 農 用 地 区 域 か ら 除 外 す る 。

(1) 長 津 田 台 区 域 （ A - 21 ）

緑 区 長 津 田 町 4,984 番 の 1 及 び 4,984 番 の 3

(2) 田 谷 ・ 長 尾 台 区 域 （ C - 11 ）

栄 区 田 谷 町 302 番 の 2 及 び 542 番 の 1 の 一 部

2 縦 覧 場 所

中 区 真 砂 町 2 丁 目 22 番 地

横 浜 市 環 境 創 造 局 み ど り ア ッ プ 推 進 部 農 政 推 進 課

都 筑 区 茅 ヶ 崎 中 央 32 番 1 号

横 浜 市 北 部 農 政 事 務 所

戸 塚 区 戸 塚 町 16 番 地 の 17

横 浜 市 南 部 農 政 事 務 所

3 縦 覧 期 間

平 成 30 年 9 月 5 日 か ら 平 成 30 年 10 月 5 日 ま で

4 縦 覧 時 間

午 前 8 時 45 分 か ら 午 後 5 時 ま で

横 浜 市 公 告 第 600 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 (平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

平 成 30 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
平 成 30 年 5 月 10 日	00306	有 限 会 社 安 田 設 備	(新) 小 池 重 憲	戸 塚 区 平 戸 三 丁 目 28 番 18 号
			(旧) 安 田 勇	
平 成 30 年 4 月 1 日	11618	東 京 ガ ス リ ビ ン グ ラ イ ン 株 式 会 社 川 崎 支 社	(新) 野 口 尚 史	川 崎 市 川 崎 区 小 川 町 6 番 地 の 1
			(旧) 宮 内 敏 晴	
平 成 30 年 4 月 1 日	11617	東 京 ガ ス リ ビ ン グ ラ イ ン 株 式 会 社 相 模 大 和 支 社	(新) 野 口 尚 史	大 和 市 鶴 間 2 丁 目 12 番 15 号
			(旧) 宮 内 敏 晴	

横 浜 市 公 告 第 601 号

建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 75 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に
基 づ き 、 南 舞 岡 一 丁 目 ・ 二 丁 目 住 宅 地 区 建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表
示 が あ っ た 。

そ の 建 築 協 定 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て
一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 30 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

横浜市公告第 602 号

特定空家等の除却

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知することができないため、法第14条第10項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年9月5日

横浜市長 林 文子

- 1 対象となる特定空家等の所在地
神奈川県神奈川本町16番地の1
- 2 対象となる特定空家等（建物登記事項証明書による）
家屋番号 16番2の3
種類 居宅
構造 木造ルーフィング葺2階建
床面積の合計 39.66 平方メートル
不動産番号 0205000017930
- 3 所有者等が行うべき措置の内容
建築物の地上部分の除却
- 4 履行期限
平成30年10月12日
- 5 市長による措置
所有者等が、4の履行期限までに3の措置を履行しないときは、法第14条第10項の規定により、所有者等の負担において、市長又は市長が命じた者若しくは委任した者が、3の措置を行う。
- 6 問合せ先
横浜市建築局建築指導部建築指導課
電話 045(671)4539
Fax 045(681)2434

横 浜 市 公 告 第 603 号

総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定
 建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造を次のとおり認定した。

平成30年9月5日

横 浜 市 長 林 文 子

認定年月日	認定番号	一 団 地	申 請 者
平成30年 8月27日	第31号	磯子区洋光台 二丁目1番	独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸本部 本部長 吉 田 滋

横 浜 市 公 告 第 604 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
平 成 30 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 29 年 5 月 2 日 第 29 開 101 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
西 区 南 軽 井 沢 5 番 地 の 1
株 式 会 社 あ さ ひ ハ ウ ジ ン グ セ ン タ ー
代 表 取 締 役 高 村 明 彦
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
鶴 見 区 梶 山 二 丁 目 300 番 の 2 及 び 300 番 の 7 から 300 番 の 27 ま
で

横 浜 市 公 告 第 605 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
平 成 30 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 29 年 10 月 16 日 第 29 開 817 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
泉 区 緑 園 四 丁 目 3 番 地 の 1
杉 山 裕 二 郎
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
旭 区 中 沢 二 丁 目 44 番 の 1 の 一 部 、 44 番 の 54 、 63 番 の 32 の 一 部 、
63 番 の 33 の 一 部 、 63 番 の 34 の 一 部 、 63 番 の 91 の 一 部 、 65 番 の 1 、
65 番 の 2 、 65 番 の 17 か ら 65 番 の 19 ま で 、 65 番 の 20 の 一 部 、 65 番 の
21 、 65 番 の 22 の 一 部 、 65 番 の 23 及 び 108 番 の 13 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 606 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
平 成 30 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 30 年 2 月 2 日 第 29 開 1719 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
中 区 尾 上 町 4 丁 目 47 番 地
リ ス ト ホ ー ム ズ 株 式 会 社
代 表 取 締 役 菅 野 浩
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
青 葉 区 奈 良 町 1,843 番 の 8 、 1,843 番 の 9 、 1,843 番 の 98 、 1,
843 番 の 168 、 1,843 番 の 169 及 び 1,843 番 の 227 か ら 1,843 番
の 247 ま で

横 浜 市 公 告 第 607 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
平 成 30 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 30 年 2 月 27 日 第 29 開 1814 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
西 区 楠 町 10 番 地 の 1
株 式 会 社 ベ ン ハ ウ ス
代 表 取 締 役 荻 間 勉
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
都 筑 区 川 和 町 1,523 番 の 1 及 び 1,523 番 の 35 から 1,523 番 の 52
ま で

横 浜 市 公 告 第 608 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
平 成 30 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 30 年 3 月 12 日 第 29 開 112 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
鶴 見 区 鶴 見 中 央 四 丁 目 33 番 1 号
ナ イ ス 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 杉 田 理 之
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
鶴 見 区 下 末 吉 六 丁 目 395 番 の 1 、 395 番 の 3 、 395 番 の 4 及 び
395 番 の 5 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 609 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
平 成 30 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 30 年 3 月 28 日 第 29 開 1723 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 武 蔵 野 市 境 2 丁 目 2 番 2 号
株 式 会 社 飯 田 産 業
代 表 取 締 役 兼 井 雅 史
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
青 葉 区 す み よ し 台 28 番 の 3 、 28 番 の 4 の 一 部 、 28 番 の 5 の 一 部
、 28 番 の 6 の 一 部 、 28 番 の 43 の 一 部 、 28 番 の 44 の 一 部 、 28 番 の 45
の 一 部 、 28 番 の 46 の 一 部 、 28 番 の 47 の 一 部 、 28 番 の 48 の 一 部 、 28
番 の 49 の 一 部 、 28 番 の 50 の 一 部 、 28 番 の 60 の 一 部 、 28 番 の 61 から
28 番 の 63 ま で 、 28 番 の 66 及 び 28 番 の 67

横浜市公告第 610 号

開発行為に関する工事の完了
都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。
平成30年9月5日

横浜市長 林 文子

- 1 開発許可年月日及び許可番号
平成30年5月15日第30開1105号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区二番町8番地の8
株式会社セブーンイレブン・ジャパン
代表取締役 古屋 一 樹
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
港北区高田東三丁目 1,635 番の 8 から 1,635 番の 10 まで、1,635 番の 16、1,635 番の 17 及び 1,635 番の 26

横 浜 市 公 告 第 611 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
平 成 30 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 30 年 5 月 24 日 第 30 開 1802 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
港 北 区 大 豆 戸 町 470 番 地
株 式 会 社 ト ミ ー ラ イ フ
代 表 取 締 役 渡 邊 昭
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
都 筑 区 荏 田 東 四 丁 目 24 番 の 17 か ら 24 番 の 19 ま で

横 浜 市 公 告 第 612 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
平 成 30 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 30 年 6 月 6 日 第 30 開 1106 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
港 北 区 新 吉 田 東 一 丁 目 76 番 15 号
笈 川 文 夫
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 北 区 新 吉 田 東 六 丁 目 1,866 番 の 1 、 1,867 番 の 1 の 一 部 、 1,
870 番 の 1 の 一 部 及 び 1,871 番 の 2 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 613 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
平 成 30 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 30 年 6 月 21 日 第 30 開 205 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 中 央 区 東 日 本 橋 2 丁 目 26 番 6 号
東 日 本 電 気 エ ン ジ ニ ア リ ン グ 株 式 会 社
代 表 取 締 役 黒 岩 雅 夫
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
神 奈 川 区 東 神 奈 川 二 丁 目 3 番 の 37 、 3 番 の 72 、 3 番 の 73 及 び 3
番 の 131 の 各 一 部

横浜市公告第 614 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

平成30年9月5日

横浜市長 林 文子

- 1 指定番号
第30・5・1号
- 2 指定年月日
平成30年8月24日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
14.66 m
- 5 指定の場所
南区庚台72番の20
- 6 申請者の氏名
株式会社あさひハウジングセンター
代表取締役 高村明彦

横浜市公告第 615 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

平成30年9月5日

横浜市長 林 文子

- 1 指定番号
第30・11・4号
- 2 指定年月日
平成30年8月27日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
38.99 m
- 5 指定の場所
港北区綱島東五丁目 1,253 番の1
- 6 申請者の氏名
株式会社フレール
代表取締役 伊藤輝彦

横浜市公告第 616 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

平成30年9月5日

横浜市長 林 文子

- 1 指定番号
第30・15・1号
- 2 指定年月日
平成30年8月27日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
35.92 m
- 5 指定の場所
栄区柏陽 1,384 番の6
- 6 申請者の氏名
共同エージェンシー株式会社
代表取締役 石井 政治

横浜市公告第 617 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

平成30年9月5日

横浜市長 林 文子

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第35・9号
- 2 廃止年月日
平成30年8月22日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長
48.10 m
- 5 廃止の場所
南区別所中里台 1,684 番の4地先から 1,666 番の31地先まで

横浜市公告第 618 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

平成30年9月5日

横浜市長 林 文子

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第41・12号
- 2 廃止年月日
平成30年8月22日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.00 m 及び 4.75 m
- 4 廃止部分の道路の延長
42.20 m
- 5 廃止の場所
戸塚区小雀町 2,144 番の2地先から 2,148 番の6地先まで

横 浜 市 公 告 第 619 号

土 地 区 画 整 理 組 合 の 設 立 の 認 可

土 地 区 画 整 理 法 （ 昭 和 29 年 法 律 第 119 号 ） 第 14 条 第 1 項 の 規 定 に
基 づ き 、 土 地 区 画 整 理 組 合 の 設 立 を 次 の と お り 認 可 し た 。

平 成 30 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 組 合 の 名 称
大 場 第 四 土 地 区 画 整 理 組 合
- 2 事 業 施 行 期 間
平 成 30 年 9 月 5 日 か ら 平 成 33 年 3 月 31 日 ま で
- 3 施 行 地 区
青 葉 区 大 場 町 の 一 部 及 び み す ず が 丘 の 一 部
- 4 事 務 所 の 所 在 地
青 葉 区 大 場 町 384 番 の 28
- 5 設 立 認 可 の 年 月 日
平 成 30 年 9 月 5 日
- 6 事 業 年 度
毎 年 4 月 1 日 か ら 翌 年 3 月 31 日 ま で
- 7 公 告 の 方 法
大 場 第 四 土 地 区 画 整 理 組 合 事 務 所 及 び 横 浜 市 青 葉 区 役 所 の 掲 示
場 に 掲 示 し て 行 う 。

横浜市公告第 620 号

土地区画整理組合の事業計画変更の認可

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年9月5日

横浜市長 林 文子

- 1 組合の名称
川向町南耕地地区土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成30年3月23日から平成35年3月31日まで
- 3 施行地区
都筑区川向町の一部及び東方町の一部
- 4 事務所の所在地
都筑区川向町 356 番地
- 5 設立認可年月日
平成30年3月23日
- 6 変更認可年月日
平成30年9月5日

横 浜 市 公 告 第 621 号

川 向 町 南 耕 地 地 区 土 地 区 画 整 理 組 合 の 事 業 計 画 の 変 更 認
可 に 係 る 関 係 図 書 の 縦 覧

土 地 区 画 整 理 法 （ 昭 和 29 年 法 律 第 119 号 ） 第 39 条 第 4 項 の 規 定 に
よ り 、 川 向 町 南 耕 地 地 区 土 地 区 画 整 理 組 合 の 事 業 計 画 に つ い て 変 更
認 可 の 公 告 を し た の で 、 同 条 第 2 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 21 条 第
6 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 30 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 縦 覧 場 所

中 区 港 町 1 丁 目 1 番 地

横 浜 市 都 市 整 備 局 市 街 地 整 備 部 市 街 地 整 備 推 進 課

2 縦 覧 時 間

午 前 8 時 45 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で （ た だ し 、 土 曜 日 、 日 曜 日
及 び 国 民 の 祝 日 に 関 す る 法 律 （ 昭 和 23 年 法 律 第 178 号 ） に 規 定 す
る 休 日 並 び に 12 月 29 日 か ら 翌 年 の 1 月 3 日 ま で を 除 く 。 ）

区 告 示

神奈川区告示第5号（平成30年8月23日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、七島東町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年8月23日

横浜市神奈川区長 高 田 靖

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	尾 藤 一 郎 神 奈 川 区 七 島 町 157 番 地 の 1	内 田 博 之 神 奈 川 区 七 島 町 151 番 地
規約に定める 目的	民主主義の精神に基 づき会員の共同生活 を通じ、会員相互の 親睦と福祉を増進し 、地域社会の向上発 展を図る事。	会員相互の親睦と福 祉の増進を図り、地 域的な共同活動を うこむことにより、風 光明媚な地域社会の 形成に資するこ と。

都筑区告示第3号（平成30年8月28日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、坊方自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年8月28日

横浜市都筑区長 中野 創

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	中山 実 都筑区池辺町 2,112 番地	佐藤 操 都筑区池辺町 2,114 番地

水道局

水道局告示第7号

一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）

平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間において、横浜市水道局が発注する調達契約に関し、一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続については、一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）（平成30年9月横浜市告示第496号）を準用する。

平成30年9月5日

横浜市水道事業管理者
水道局長 山 隈 隆 弘

交通局

交通局告示第7号

一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）

平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間において、横浜市交通局が発注する調達契約に関し、一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続については、一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）（平成30年9月横浜市告示第496号）を準用する。

平成30年9月5日

横浜市交通事業管理者
交通局長 城 博 俊

交通局公告第4号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項各号により、次の者を平成30年8月23日懲戒処分に付した。

平成30年9月5日

横浜市交通事業管理者
交通局長 城 博 俊

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
自動車本部保土ヶ谷営業所	運輸職員	三村 成人	停職1月
自動車本部港南営業所	運輸職員	柏崎 輝彦	減給5号
自動車本部港南営業所	運輸職員	原 清文	停職2月
自動車本部港北営業所	運輸職員	東平 大作	戒告
自動車本部港北営業所	運輸職員	伊豆 力也	減給5号

医療局病院経営本部

医療局病院経営本部告示第5号

一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）

平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間において、横浜市医療局病院経営本部が発注する調達契約に関し、一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続については、一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）（平成30年9月横浜市告示第496号）を準用する。

平成30年9月5日

横浜市病院事業管理者
病院経営本部長 高橋 俊毅